都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 長島公之 (公印省略)

保険医療機関における書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について

令和6年度診療報酬改定において、施設基準や療養担当規則等で書面掲示が求められる事項については、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないとされたものの、令和7年5月31日までの間は経過措置が設けられたところです。

(※ただし、自ら管理するウェブサイトを有しない保険医療機関等は対象外となっております。)

本件については、令和7年5月7日付け日医発第241号(保険)「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」でもご案内申し上げたところではありますが、経過措置の期限が近づいてきており、ウェブサイトを有する保険医療機関にとっては対応が求められる内容であることから、改めてご留意いただくとともに、その対応に資するよう、ウェブサイトへの掲載が求められる項目を別添のとおり整理いたしました。

つきましては、本件について貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 【添付資料】

ウェブサイトへの掲載事項(医科)(※令和7年5月31までの経過措置が設けられた施設基準等)

【ウェブサイトへの掲載事項(医科)】(※令和7年5月31までの経過措置が設けられた施設基準等)

- ◎診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月5日 保医発0305第4号)
- ◎基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日 保医発0305第5号)
- ◎特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日 保医発0305第6号)

項目		掲載事項
A000	初診料	(9) (8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	医療DX推進体制整備加算	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(8) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用し
		て診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
		具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
		ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診
		療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること
		イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる
		保険医療機関であること。
		ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施してい
		る保険医療機関であること。
A000	初診料	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
A001	再診料	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
A002	外来診療料	
	医療情報取得加算	(3)次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
		ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
		イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療
		情報を取得・活用して診療を行うこと。

A001	再診料	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	地域包括診療加算	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(3)次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。
		ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。
		イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定
		するものをいう。以下同じ。) 及び相談支援専門員 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
		支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規
		定するものをいう。以下同じ。)からの相談に適切に対応することが可能であること。
		ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することに
		ついて、当該対応が可能であること。
A243	後発医薬品使用体制加算	(8) (5)及び(7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理
		するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(5) 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨を
		当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
		(6) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整
		備されていること。
		(7) (6)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性が
		あること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やす
		い場所に掲示していること。
A243-2	バイオ後続品使用体制加算	(5) 入院及び外来においてバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っている旨を当該保険医療機
		関の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載していること

A253	協力対象施設入所者入院加算	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
		ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っ
		ている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称について、当該保険医
		療機関の見やすい場所に掲示していること。
B001 · 22	がん性疼痛緩和指導管理料	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(3)がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制に
		ついて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
B001-2-5	院内トリアージ実施料	(3) (2)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
		ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(2)患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等によ
		り周知を行っていること。
B001-2-9	地域包括診療料	(4) (3)のア、イ及びウの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら
		管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(3) 次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。
		ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨を院内掲示していること。 
		イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に
		適切に対応することが可能であること。
		ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することに
		ついて、当該対応が可能であること。

B001-2-11	小児かかりつけ診療料	※算定留意事項
		(6) 小児かかりつけ診療料の算定に当たっては、以下の指導等を行うこと。
		ア 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられ
		る慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと。
		イ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を
		全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。
		ウ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・
		指導を行い、保護者からの健康相談に応じること。
		工 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指
		導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと。
		オ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応
		じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。
		カ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応すること。
		キ かかりつけ医として、上記アから力までに掲げる指導等を行う旨を患者に対して書面(別紙様式
		10 を参考とし、各医療機関において作成すること。)を交付して説明し、同意を得ること。また、
		小児かかりつけ医として上記アから力までに掲げる指導等を行っている旨を、当該保険医療機関の
		外来受付等の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
		ク キの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームペ
		ージ等を有しない場合については、この限りではないこと。また、令和7年5月 31 日までの間に
		限り、クに該当するものとみなすこと。
B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1	(15) (13)及び(14)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理す
		るホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(13) 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実
		施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、

		連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。 また、連携す
		る保険医療機関の名称等については、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
		(14) (5)、(6)及び(7)に係る対応を行っていることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲
		示していること。
		(5)専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している
		患者から電話等による緊急の相談等に24 時間対応できる連絡体制が整備されていること。
		(6)急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療
		機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。
		(7) 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催し
		ていること。
		当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者(代表者数は、複数診療科の場
		合は、それぞれの診療科で1名以上(1診療科の場合は、2名以上)の代表者であること。)、
		業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なく
		とも年1回開催されるものとする。
B001-2-12		(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	71714 <u>1177</u> 18 3 330 <u>2</u> 18 33011 9	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		   (3)当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料1の
		届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制
		を確保していること。また、当該他の連携する医療機関の名称等については、あらかじめ地方厚生
		(支)局長に届出を行い、かつ、その情報を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
B005-4		(2) (1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
B005 1		ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(1)パイラスラ虹座帰共同官壁を共同で行う保険医療機関の石物、住所及び電品留号を当該保険医療   機関の見やすい場所に掲示していること。

C000	往診料	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	介護保険施設等連携往診加算	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っ
		ている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設
		等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。な
		お、当該カンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
C001	在宅患者訪問診療料(I)	(7) (6)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
C001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
C003	在宅がん医療総合診療料	
	在宅医療DX情報活用加算	(6) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用し
		て診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
		具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
		ア 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し
		て、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること。
		イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組ん
		でいる保険医療機関であること。
		ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施してい
		る保険医療機関であること。
C002	在宅時医学総合管理料	(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
C002-2	施設入居時等医学総合管理料	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
	在宅医療情報連携加算	
		(4) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある
		連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

		(1) 在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅
		歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険
		法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しく
		は施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
		律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事
		業者等(以下「連携機関」という。)とICTを用いて共有し、当該情報について常に確
		認できる体制を有している医療機関であること。
C005	在宅患者訪問看護・指導料	(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
C005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
	訪問看護医療DX情報活用加算	
		(4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活
		用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。具体
		的には、次に掲げる事項を掲示していること。
		ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用
		して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。
		イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実
		施している保険医療機関であること。
D282-3	コンタクトレンズ検査料	ア 次に掲げる事項を内容とするコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について、保険医療機関
		の外来受付(複数診療科を有する場合は、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科の外来受付)及び支
		払窓口の分かりやすい場所に掲示するとともに、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管
		理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		① 初診料及び再診料(許可病床のうち一般病床に係るものの数が 200 以上の保険医療機関にあっては
		外来診療料)の点数
		当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタク

		トレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨
		② 当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数
		当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験
		③ 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨
F100	外来後発医薬品使用体制加算	(8) (5)及び(7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理
		するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(5)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受
		付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
		(7) (6) の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性が
		あること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やす
		い場所に掲示していること。
F400	処方箋料	(2) (1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、自ら管理す
	一般名処方加算	るホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと
		(1) 医薬品の供給状況や、令和6年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められ
		ない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処
		方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示してい
		ること。
I012	精神科訪問看護・指導料	(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホーム
	訪問看護医療DX情報活用加算	ページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
		(4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活
		用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。具体

		的には、次に掲げる事項を掲示していること。
		がには、人に強いる事項で強小していること。
		ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活
		用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。
		イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組
		んでいる保険医療機関であること。
K 手術	手術通則	4 3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ
		等を有しない場合については、この限りではないこと。
		3 当該手術について、以下の区分ごとに前年(1月から 12 月まで)の手術件数を院内掲示するこ
		と。(以下省略)

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の 留意事項について(令和6年3月27日 保医発0327第10号)

その他	厚生労働大臣が定める掲示事項	1 保険医療機関が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、患者に対する情報の提
	(掲示事項等告示第1関係)	供の促進を図る観点から、療養担当規則上院内掲示が義務付けられている保険外併用療養費に係るもの
	(1)入院基本料に関する事項	を除き、届出事項等を院内掲示の対象としたこと。
	(2) DPC 病院に関する事項	また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。
	(3) 各種施設基準及び入院時食事療	ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウ
	養(І)又は入院時生活療養(І)	ェブサイトへの掲載について、令和7年5月 31 日までの間、経過措置を設けている。
	(4) 明細書の発行状況に関する事項	2 具体的には、従来から院内掲示とされていたものを含め、以下の5つの事項を院内掲示事項及びウェブ
	(5) 保険外負担に関する事項	サイト掲載事項として定めたこと。
		(1) 入院基本料に関する事項
		保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)を掲示
		するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。

(掲示例)

① 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 6 を算定している病院の 例

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯 毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時~夕方 17 時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方 17 時~深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14 人以内です。
- ・ 深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。
- ② 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例 「当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。」
- (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数 I 、機能評価係数 II、救急補正係数及び激変緩和係数 (平成 24 年厚生労働省告示第 165 号) 別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院であること。
- (3) 地方厚生(支) 局長への届出事項に関する事項
  - ① 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定告示」という。)又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18 年厚生労働省告示第 99 号)に基づき、保険医療機関が地方厚生(支)局長へ届け出ることとされている事項を届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。
  - ② 具体的には、各種施設基準及び入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の基準に適合するものとして届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等を分かりやすく掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものであること。 (掲示例)

入院時食事療養(I)に係る食事療養を実施している病院の例

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

## (4) 明細書の発行状況に関する事項

- ① 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。) 第5条の2第2項及び第5条の2の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」と いう。)第5条の2第2項及び第5条の2の2第1項に規定する明細書の発行状況に関する事項につ いて、院内掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。
- ② 具体的には、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日保発0305第11号)によるものであること。

#### (5) 保険外負担に関する事項

- ① いわゆる保険外負担については、その適切な運用を期するため、院内掲示及びウェブサイト掲載の対象とすることとしたものであること。なお、保険外負担の在り方については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成 17 年 9月 1 日保医発第 0901002 号)等を参考にされたいこと。
- ② 具体的には、次に掲げる事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとすること。
  - ア 法令の規定に基づかず、患者から費用の支払を受けている個々の「サービス」又は「物」について、その項目とそれに要する実費
  - イ 「介護料」「衛生材料費」等の、治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」 については、患者から費用を徴収することは認められていないこと。 また、「施設管理費」「雑費」 等曖昧な名目での費用徴収は認められていないこと。

## (掲示例)

「当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

		紙おむつ代 1 枚につき 〇〇円
		理髪代 1 回につき 0000円
		——————————————————————————————————————
		なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」について
		   の費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。」
		③ なお、保険外併用療養費に係る事項については、療担規則第5条の4第2項及び療担基準第5条の
		4第2項に基づき、その内容及び費用につき院内掲示を行う旨定められているところであるが、今後
		とも当該事項を院内の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載すること
		の徹底が図られるべきものであること。
その他	入院医療に係る特別の療養環境の提供	(7) 特別療養環境室へ入院させた場合においては、次の事項を履行するものであること。
		① 保険医療機関内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に特別療養環境室の各々についてそ
		のベッド数、特別療養環境室の場所及び料金を患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。また、
		当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただ
		し、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウ
		ェブサイトへの掲載について、令和7年5月 31 日までの間、経過措置を設けている。
		② 特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金等について
		明確かつ懇切丁寧に説明し、患者側の同意を確認のうえ入院させること。
		③ この同意の確認は、料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。
		なお、この文書は、当該保険医療機関が保存し、必要に応じ提示できるようにしておくこと。
その他	外来医療に係る特別の療養環境の提供	外来医療に係る特別の療養環境の提供においても、上記「入院医療に係る特別の療養環境の提供」の(7)
		が準用される。
その他	予約に基づく診察に関する事項	(6) (予約診療を行う日時や予約料等、予約に基づく診察に関する事項について)院内に患者にとって分
		かりやすく掲示するとともに、保険医療機関の受付窓口の区分、予約でない患者に対する受付窓口での
		説明、予約患者でない患者への番号札の配布等、各保険医療機関に応じた方法により、予約患者とそう

		でない患者のそれぞれについて、当該取扱いが理解されるよう配慮するものとすること。
		また、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホ
		ームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、 ウェブサイトへの掲載に
		ついて、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。
その他	保険医療機関が表示する診療時間以外	(3) 本制度に基づき時間外診察に係る費用徴収を行おうとする保険医療機関は、時間外診察に係る費用徴
	の時間における診察に関する事項(緊	収についての掲示をあらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく示しておかなければな
	急の受診の必要性はないが患者が自由	らないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないもの
	な選択に基づき、自己の都合により時	とすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りでは
	間外診察を希望した場合)	ない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。
その他	医科点数表等に規定する回数を超えて	(3) 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に係る特別の料金の徴収を行おうとする保険医療機関
	受けた診療であって別に厚生労働大臣	は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、当該事項について院内の見やすい場所に分か
	が定めるものに関する事項	りやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイ
		トに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医
		療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月 31 日ま
		での間、経過措置を設けている。
その他	白内障に罹患している患者に対する水	(4) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金の徴収を行おうとする保険
	晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減	医療機関は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の
	効果を有する多焦点眼内レンズの支給	料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。ま
	に関する事項	た、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。た
		だし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウ
		ェブサイトへの掲載について、令和7年5月 31 日までの間、経過措置を設けている。
その他	主として患者が操作等を行うプログラ	(4) 本制度に基づき、主として患者が操作等を行うプログラム医療機器の保険適用期間の終了後における
	ム医療機器であって、保険適用期間の	使用に係る費用を徴収する保険医療機関は、当該プログラム医療機器の使用に係る費用について、あら
	終了後において患者の希望に基づき使	かじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当

イトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用 (4) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用に倒れる費養としての使用を除く。) に関する事項 スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 医療上必要があると認められない、患 者の都合による精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとする事項 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用と敬収する保険医療機関について、かりつまがなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、・令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載について、原見として、ウェブサイトへの掲載について、原見とは、日本のよりに対します。			
イトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用 (4) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用に倒れる費養としての使用を除く。) に関する事項 スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 医療上必要があると認められない、患 者の都合による精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとする事項 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用と敬収する保険医療機関について、かりつまがなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、・令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、現りとして、ウェブサイトへの掲載について、原見として、ウェブサイトへの掲載について、原見とは、日本のよりに対します。		用することが適当と認められるものの	該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、
その他   間歇スキャン式持続血糖測定器の使用 (4) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用を徴収する保険医療機関は、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないさと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。		使用に関する事項	自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサ
(算定告示に掲げる療養としての使用を除く。)に関する事項  スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他  医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項  (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に関する事項  (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他  長期収載品の処方等又は調剤に関する事項  (5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、原則として、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、原則として、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載しないては、この限りではないでは、などは、などは、といては、この限りではないでは、などは、といては、といては、といては、といては、といては、といては、といては、といて			イトへの掲載について、令和7年5月 31 日までの間、経過措置を設けている。
を除く。)に関する事項 分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 医療上必要があると認められない、患 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に関する事項 係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。なお、ウェブサイトに掲載しなければならないには、この限的では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	その他	間歇スキャン式持続血糖測定器の使用	(4) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用を徴収する保険医療機 関は、間歇
サイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 医療上必要があると認められない、患 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に 係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければ ならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないも のとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。  その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する 事項 (5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載については、この限りではない。などは、この限りではないないでは、この限りではないを表現しているに対しているに対しているないないないないないないますないないないないないないないないないないないないない		(算定告示に掲げる療養としての使用	スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって
険医療機関については、この限りではない。なお、 ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。   その他   医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項   (4)本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に関する事項   係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。		を除く。)に関する事項	分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブ
日までの間、経過措置を設けている。  その他 医療上必要があると認められない、患 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に			サイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、 自ら管理するホームページ等を有しない保
その他 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項 (4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に関する事項 係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとすること。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。事項 (5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ			険医療機関については、この限りではない。なお、 ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月 31
者の都合による精子の凍結又は融解に 関する事項 係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないものとすること。 ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、 令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 事項 (5)長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。 ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ			日までの間、経過措置を設けている。
関する事項 ならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、 令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する (5)長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ	その他	医療上必要があると認められない、患	(4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に
のとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、 令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する		者の都合による精子の凍結又は融解に	係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければ
はない。なお、ウェブサイトへの掲載について、 令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する 事項 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ		関する事項	ならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないも
その他 長期収載品の処方等又は調剤に関する (5)長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ			のとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りで
事項 切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ			はない。なお、ウェブサイトへの掲載について、 令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。
者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ	その他	長期収載品の処方等又は調剤に関する	(5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適
て、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を 有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ		事項	切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患
有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ			者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。 また、当該掲示事項について、原則とし
			て、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を
いて、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。			有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載につ
			いて、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。

# ◎入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について(令和6年3月5日 保医発0305第14号)

その他	入院時食事療養費	特別のメニューの食事を提供している保険医療機関は、各々次に掲げる事項を病棟内等の患者に見えやす
		い場所に掲示するとともに、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする。ウェブサイトへの掲載につ
		いて、保険医療機関が自ら管理するホームページ等を有しない場合はこの限りではない。なお、ウェブサイ
		トへの掲載について、令和7年5月 31 日までの間、経過措置を設けている。
		(1) 当該保険医療機関においては毎日、又は予め定められた日に、予め患者に提示したメニューから、患
		者の自己負担により特別メニューの食事を患者の希望により選択できること。
		(2) 特別メニューの食事の内容及び特別料金
		具体的には、例えば1週間分の食事のメニューの一覧表(複数メニューを含む特別 のメニューの食事
		については、基本メニューと区分して、特別料金を示したもの 等)。あわせて、文書等を交付しわかりや
		すく説明すること。